

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七宗町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

七宗町長

公表日

平成30年7月3日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務命令で定める命令(平成26年度内閣府・総務省令第5号)第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二16の2、17、18、19の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長	住民課長 今瀬雅由

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	七宗町総務課 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 :0574-48-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	七宗町総務課 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2152番地1 :0574-48-2046
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月10日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月10日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

